

医療

後期高齢者医療制度 保険料の支払い方法について

◆保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。

◆保険料の納め忘れはありませんか

※納付書払いでの保険料の納め忘れが見受けられます。
ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書（納入通知書）をご確認ください。

◆保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

●納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。

●「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

●税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方（口座名義人）が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。

「口座振替」をご希望される方は、町民課高齢者医療係までお申し出ください。



特別徴収

年金

からのお支払いとなります。

◆お手続きの必要はありません。

- なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせた保険料が年金支給の半分を超える方

※この制度に加入直後は、年金からのお支払いができません。「納付書」や「口座振替」でお納めください。
年金からのお支払いに切り替わる時は、別途ご案内します。

普通徴収

納付書・口座振替

による金融機関でのお支払いとなります。

◆口座振替の手続きはお早めに

口座振替を希望の方は振替開始までの手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。

※国民健康保険税を口座振替していた方でも、自動的に継続されませんので、改めて手続きが必要です。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
町民課高齢者医療係

☎011-290-5601

☎【幕】54-6602